

ガイドライン事項の主な論点① (制度対象)

- 論点① 対象職種の範囲の明確化..... 3
- 論点② 対象業務の範囲..... 8
- 論点③ 民間教育保育等事業者の主体..... 13

制度対象

論点① 対象職種の範囲の明確化

支配性、継続性及び閉鎖性の具体的解釈、対象となる／ならない従事者の具体例

前提・考え方

- 「中間とりまとめ」においては、犯罪事実確認等の対象となる職種について、「「②職種の一部が対象になり得る」職種のうち「教員等」に該当するものの判断基準（例 支配性、継続性、閉鎖性の考え方等）や具体例については、学校設置者等の判断に資するよう、今後引き続き精査を進め、ガイドラインにおいて示すこととする。」としている。
- また、「教員等」と同様、「②職種の一部が対象になり得る」職種のうち「教育保育等従事者等」に該当するものの判断基準や具体例については、認定事業者等の判断に資するよう、今後引き続き精査を進め、ガイドラインにおいて示すこととする。」としている。
- さらに、「支配性・継続性・閉鎖性の観点から、教員等又は教育保育等従事者に明らかに該当しない職種（例：1日だけ講演に来るゲストスピーカー等）については、ガイドラインにおいて「対象とならない例」として明示することとする。」としている。
- ガイドラインにおいては、これらの明確化等を図る必要がある。

制度対象

論点① 対象職種の範囲の明確化

支配性、継続性及び閉鎖性の具体的解釈、対象となる／ならない従事者の具体例

対応案

- 支配性、継続性及び閉鎖性の具体的解釈については、次の表とおりとし、「②職種の一部が対象になり得る」職種のうち、支配性、継続性及び閉鎖性をすべて満たす場合には、犯罪事実確認の対象としてはどうか。また、この整理を踏まえた対象になる／ならない従事者の具体例については、次ページのとおり、ガイドラインにおいて示すこととしてはどうか。

要件	具体的解釈
支配性	- 業務上、児童等と接する中で、指導、コミュニケーション等を通じて、優越的立場に立つ機会が想定される場合には、支配性があるものとして判断すること。 - また、従事者と児童等が、成人とこどもという関係上、自然と支配性は生じうるものであるため、業務の中で児童等と接する機会が継続的にある場合には、原則として、支配性があるものとして判断すること。
継続性	- 日常的、定期的、その他継続性をもって（不定期であっても反復継続が見込まれる場合など）児童等と接する機会が想定される業務や、法律に明記されている教諭、保育士等のように一般的に継続性をもって児童等に接することが想定されている業務については、（短期・長期の従事であるか否かにかかわらず、）継続性があるものとして判断すること。 - 他方、年に1回のイベント講師や、緊急時に突発的に接する場合など、児童等との接触が一時的であるものは、継続性がないと判断しうること。
閉鎖性	- 他の職員や保護者等が同席せず、第三者の目に触れない状況で児童等と接する機会が生じうる場合（従事者と児童等が一对一になる場合等（※））には、閉鎖性があるものとして判断すること。 - 他方、災害、急な事故などにより、突発的かつ一時的に閉鎖環境が発生するものは、閉鎖性がないと判断しうること。

※ 一对一の考え方については、児童等が複数人いる場合であっても、その発達段階や特性により、異変等を認識し、周囲の大人に説明することができない状況がありうることを踏まえ、今後、犯罪事実確認（いとま特例）の論点をお示しする際に改めてご議論いただく予定。

犯罪事実確認の対象となる者の基準及び一部対象になる業務の例①

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
事務職員	対象	・事務作業を中心的な業務としつつも、保護者と職員が面談をする際に、別室で児童等の面倒を見るなど、例外的な場面では児童等と接触することも業務として想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②業務として行っていることから継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・業務が電話対応、書類整理などに限定され、児童等との接触がほとんど想定されない者 (業務内容により、児童等との接触がほとんど想定されないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
バス運転手等	対象	・日々の送迎業務において、他の職員が同席しないバスで、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点（特に最後に降ろす児童等とは一対一になる）から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・日々児童等と顔を合わせて送迎を行っているが、他の職員の同乗が前提となっており、一対一になることがほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせ、①一定の接触も行っているが、③他の職員が同乗しており一対一にならないため、閉鎖性を満たさない。)
受付業務員	対象	・児童等への日常的な対応業務の中で、他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない場合があることから閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い場所で、来客対応や電話対応等の事務作業のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、③外部に開かれた受付スペースでの応対が中心であり、①児童等との接触がほとんど想定されないため、支配性、閉鎖性を満たさない。)
清掃員	対象	・教育、保育等を行っている時間に、日常的に他の職員が同席しない状況で、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・児童等がいない時間帯に清掃を行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (児童等と接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性を満たさない。)
警備員	対象	・他の職員が目が届かないところも含めて施設内を日常的に巡回し、児童等に会話等を通じて接触することが想定される者 (①児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・人の往来の多い校門や施設外での警備のみで、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせるが、①一定の接触はほとんど想定されず、③第三者の目があるため、支配性、閉鎖性を満たさない。)

犯罪事実確認の対象となる者の基準及び一部対象になる業務の例②

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

こどもまんなか
こども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
調理員	対象	・業務上の食育指導、給食の準備・片付け等の際の会話等を通じて、他の職員の同席がない環境で児童等と接触することが想定される者 (①指導等による児童等との一定の接触から支配性、②業務上である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・調理業務のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (児童等とほとんど接触しないため、①支配性、②継続性、③閉鎖性のいずれも満たさない。)
スクールソーシャルワーカー	対象	・他の職員が同席しない児童等との面談を日常的な業務として行っている者 (①個別面談による児童等との密接な接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・教職員、保護者、地方自治体、他の支援機関等との連携が中心で、児童等と接触する場合は一時的かつ保護者や他の職員の同席が想定される者 (①児童等と接触する場合は密接に関わるため支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
保育補助者	対象	・保育士の業務を補助する中で、日常的に、一対一になる場合も含めて児童等と密接に接触する者 (法律上で対象である保育士の保育業務の補助を行い、①支配性、②継続性、③閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・事務作業、電話対応等のみを行い、児童等との接触がほとんど想定されない者 (②児童等と継続的に顔を合わせうが、③一対一になることが想定されておらず、①児童等とほとんど接触しないことから、閉鎖性、支配性を満たさない)
医師・嘱託医	対象	・施設内の診察室等で日常的に個別診察等の業務を行っており、他の職員が同席しない状況が生じる環境下で、児童等との一定の接触が想定される者 (①個別診察等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的な業務である点から継続性、③一時的に第三者の同席がない状況がある点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・年一回の健康診断のみで、児童等との接触が一時的かつ常に他の職員による同席が想定される者 (①健康診断等による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)
看護師等	対象	・日常的に児童等の健康管理等を行い、体調不良時は別室で対応するなど一対一で接触することが想定される者 (①健康管理等による児童等との一定の接触から支配性、②日常的である点から継続性、③第三者の同席がない点から閉鎖性のそれぞれを満たす。)
	対象外	・緊急時の救急処置のみを行い、児童等との接触が短時間かつ他の職員が同席することが想定される者 (①救急処置による児童等との一定の接触から支配性を満たすが、②一時的であり、③第三者の目があるため、継続性、閉鎖性を満たさない。)

犯罪事実確認の対象となる者の基準及び一部対象になるボランティアの例

青：支配性
黄：継続性
緑：閉鎖性

子どもまんなか
子ども家庭庁

職種	対象／対象外	具体例
ボランティア	対象	・居場所づくりの事業等で学習支援を行うスタッフが、児童等に「一対一で指導、交流等を行う」ことが想定される場合 (①指導、交流等により児童等との一定の接触があるため支配性、②スタッフとしての定期的な参加が見込まれるため継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・大学のサークルで、月に2回、障害児施設での交流会を開催し、支援、ケア等を通じて児童等と一対一で接することが想定される場合 (①支援、ケア等により児童等との一定の接触があるため支配性、②月2回と定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。) ・ボーイスカウトのOBとして、自然体験活動に定期的に参加し、児童等に個別指導等を行うことが想定される場合 (①個別指導等により児童等との一定の接触があるため支配性、②定期的である点から継続性、③第三者の同席がない場合が想定されることから閉鎖性をそれぞれ満たす。)
	対象外	・学校のPTAが開催する年1回のバザーなどのイベントに、保護者がボランティアとして参加する場合 (継続性がなく、参加者として整理) ・地域のスポーツクラブの練習に、大学生となったOBが、夏休みの1日だけ、ボランティアとして児童等に指導等を行う場合 (継続性がなく、参加者として整理)
その他	対象外	・学校に1日だけ講演に来るゲストスピーカー (1日だけであり、継続性を満たさず、一対一で児童等に接することが想定されないため、支配性、閉鎖性も満たさない。) ・模擬試験の試験問題の配付、時間管理等の運営管理にアルバイトスタッフとして携わる者 (一対一での児童等との接触が想定されない場合には、支配性、閉鎖性を満たさない。)

論点② 対象業務の範囲

同一事業者内の「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理

前提・考え方

- 学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して特定の認定対象事業を一体的に行っている場合、「中間とりまとめ」においては、「学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して認定等の対象となる民間教育保育等事業を一体的に行っている場合、当該民間教育保育等事業に従事する従事者についても、「教員等」として整理」することとしている。
- この「一体的に行っている」場合の解釈を示すに当たっては、次のような点に留意する必要がある。
 - 義務対象事業は、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受け、児童等に対して一定の質の下で公的なサービスを提供している事業である一方、認定対象事業は、このような既存の規制等が小さく（又はなく）、児童等に提供されるサービス等の内容、質、形態、従事者（雇用の有無等）等が多様であることから、こども家庭庁において一定の基準を定め、その基準を満たす事業について認定等を受けることができることとしている。
 - このため、本来、民間教育保育等事業については、認定等を受け、一定の基準を満たしていることが確認された上で、犯罪事実確認等の実施を行われるべきものという考え方が大前提となる。
 - 他方で、義務対象事業に付随して実施している認定対象事業については、認定対象事業と義務対象事業の従事者に重複する者がおり、かつ義務対象事業及び認定対象事業のそれぞれで提供するサービスが相互に関連した事業であり、事業運営、人事管理等を一体的に行っている場合に、それぞれの人事手続を分けて犯罪事実確認や防止措置を行うことは、事業者にとって過大な負担となりうることから、このような場合には、認定対象事業の従事者についても、義務対象事業の従事者である「教員等」と整理することができるとしたものである。
 - このため、
 - ・ 義務対象事業とは全く関連しない（付随しない）サービスを認定対象事業が提供しているような場合
 - ・ 義務対象事業・認定対象事業の両方の事業に関わる者（責任者を含む）が一人もいない場合
 - ・ 義務対象事業・認定対象事業の人事管理等が全く別の体系で行われている場合
 - ・ 義務対象事業・認定対象事業の事業所が全く別の場所で行われている場合等には、「一体的に行っている」場合とは言えないと考えることが適当である。

対応案

- 学校設置者等が、学校等又は児童福祉事業の事業所において、その義務対象事業に付随して特定の認定対象事業を「一体的に行っている場合」の具体的な基準について、次のとおり、ガイドラインに示すこととしてはどうか。
 - ・ 同一事業者により、両事業が運営されていること
 - ・ 従事者の数、児童等の数、事業予算等の観点から、義務対象事業が主たる事業（又は認定対象事業と同規模の事業）であること
 - ・ 両事業において、統一の方針に基づき、共通かつ適切な安全確保措置（犯罪事実確認及び防止措置を含む。）及び情報管理措置がなされること
 - ・ 事業者として両事業の職員の勤務体系、勤務内容等の職員管理を一元的に実施していること
 - ・ 認定対象事業の教育保育等従事者（責任者を含む。）が、義務対象事業に従事しうること（同一の人事部門により両事業のシフト管理がなされている等）
 - ・ 両事業で事業所が分かれている場合も、①両事業において、統一した方針に基づく安全確保措置等の指示、管理等を行う上で支障がないこと
②職員の融通が可能であることの観点から、同一敷地内に両事業所が存在すること。
- この基準を踏まえて、義務対象事業ごとに考えられる一体的実施の例は次ページのとおりに。

【学校教育法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義 ※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
学校（幼稚園）	学校の教職員のうち（教諭、講師等のほか） <u>教職員の業務に類する業務</u> を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼稚園の設置者が幼稚園において行う一時預かり事業、預かり保育に従事する者
専修学校高等課程	専修学校高等課程の（教員のほか） <u>教員の業務に類する業務</u> を行う職員として内閣府令で定めるもの	該当なし ※専修学校一般課程を併設している場合であっても、一般課程は高等課程に付随して実施されるものではないため、一般課程のみに従事する者は、「教員等」には含まない

【認定こども園法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義 ※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の教職員のうち（保育教諭等のほか） <u>教職員の業務に類する業務</u> を行う職員として内閣府令で定めるもの	・幼保連携型認定こども園の設置者が幼保連携型認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
幼保連携型以外の認定こども園	認定こども園の従業者のうち <u>子どもの教育又は保育に関する業務</u> を行うもの	・幼保連携型以外のこども園の設置者が幼保連携型以外の認定こども園において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者

【児童福祉法関係】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義 ※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
指定障害児入所施設等	指定障害児入所施設等の従業者のうち <u>障害児に対する保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援又は治療に関する業務</u> を行うもの	・指定障害児入所施設等の設置者が指定障害児入所施設等において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：指定障害児入所施設等で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義 ※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
乳児院	乳児院の従業者のうち児童福祉法第三十七条に規定する乳児（※）の養育に関する業務を行うもの ※児童福祉法第三十七条における乳児は、「乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）」と定義。	・乳児院の設置者が乳児院において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
母子生活支援施設	母子生活支援施設の従業者のうち <u>児童の保護又は生活の支援に関する業務</u> を行うもの	・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者 ・母子生活支援施設の設置者が母子生活支援施設において行う妊産婦等生活援助事業に従事する者
保育所	保育所の従業者のうち <u>児童の保育に関する業務</u> を行うもの	・保育所の設置者が保育所において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者
児童館	児童館の従業者のうち <u>児童の遊びの指導に関する業務</u> を行うもの	・児童館の設置者が児童館において行う放課後児童健全育成事業に従事する者 ・児童館の設置者が児童館において行う児童育成支援拠点事業に従事する者
児童養護施設	児童養護施設の従業者のうち <u>児童の養護に関する業務</u> を行うもの	・児童養護施設の設置者が児童養護施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童養護施設の設置者が児童養護施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
障害児入所施設	障害児入所施設の従業者のうち障害児に対する <u>児童福祉法第四十二条各号に定める支援（※）に関する業務</u> を行うもの ※児童福祉法第四十二条各号に定める支援は、以下のとおり。 ・福祉型障害児入所施設：保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援 ・医療型障害児入所施設：保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療	・障害児入所施設の設置者が障害児入所施設において行う障害者総合支援法上の指定障害福祉サービス （例：障害児入所施設で行われる短期入所）

同一施設又は事業所内における「教員等」及び「教育保育等従事者」の整理の例

【児童福祉法関係（続き）】

学校等・児童福祉事業	教員等の定義 ※施設長や管理者は除く	教員等に含めることが可能な教育保育等従事者の範囲
児童心理治療施設	児童心理治療施設の従業者のうち児童の心理に関する治療又は生活指導に関する業務を行うもの	・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者 ・児童心理治療施設の設置者が児童心理治療施設において市町村からの委託を受けて行う子育て短期支援事業に従事する者
児童自立支援施設	児童自立支援施設の従業者のうち児童の指導又は自立の支援に関する業務を行うもの	・児童自立支援施設の設置者が児童自立支援施設において行う児童自立生活援助事業に従事する者
乳児等通園支援事業	乳児等通園支援事業に従事する者のうち児童福祉法第六条の三第二十三項に規定する乳児又は幼児の遊び又は生活の支援に関する業務を行うもの	・乳児等通園支援事業の事業者が乳児等通園支援事業の施設において行う一時預かり事業に従事する者 ※誰でも通園自体が、他の対象事業に付随して実施されることが多い性格のものであることから、誰でも通園に付随する認定対象事業は原則ないと整理する。 （例えば、誰でも通園として認可を受けていれば、純粹に認可外保育事業にのみ従事する者の犯歴確認も可能（＝認定を受けなくてよい）というのは、主従が逆転しており、不適當。）
家庭的保育事業等	家庭的保育事業等に従事する者のうち児童の保育に関する業務を行うもの	・家庭的保育事業等の実施者が家庭的保育事業等を行う事業所（又は居宅訪問型保育事業としての訪問先の居宅）において行う延長保育、一時預かり事業、病児保育事業に従事する者 （例：小規模保育事業を行う事業所で提供する延長保育、居宅訪問型保育事業の訪問先の居宅で行う病児保育等）

制度対象

論点③ 民間教育保育等事業者の主体

法人でない団体の取扱い

前提・考え方

- 法第19条第1項においては、民間教育保育等事業者は、その行う民間教育保育等事業が、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている場合に、認定を受けることができることとされているが、当該民間教育保育等事業者が人格を有することまでは求められていない。
- 「中間とりまとめ」においては、民間教育事業の対象として、こども食堂における学習支援等、スポーツクラブ等の事業が対象になりうるものが明示されているものの、その運営主体は様々であり、ボランティアベースの集団により事業が運営されているようなところもある。
- 認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の個人のプライバシーに大きくかかわる情報を、犯罪事実確認の手続により入手することが可能となることから、一定の組織を有し、統一的な意思決定がなされる組織であることが必要であり、民間教育保育等事業者に該当する団体の取扱いについて、明確化する必要がある。
- なお、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び法人税法（昭和40年法律第34号）の取扱いにおいては、法人でない団体について、次ページのような取扱いが定められている。

対応案

- 民間教育保育等事業者については、他法の例を踏まえ、法人でない団体であっても、「代表者又は管理人の定め」があり、かつ、団体としての組織を有し統一された意思の下に活動を行っていれば、団体名として認定等の申請が可能となる旨、ガイドラインにおいて明確化することとしてはどうか。
- また、法人でない団体が認定等申請を行うに当たっては、定款又はこれに準ずるもの（規則、規約等）の写しを提出させ、団体としての存在・意思決定の在り方等について確認することとしてはどうか。

【参考】「法人でない社団又は財団」の取扱いを定めた法令の例

◎行政不服審査法（平成26年法律第68号）（抄）

（法人でない社団又は財団の審査請求）

第10条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名で審査請求をすることができる。

◎法人税法（昭和40年法律第34号）（抄）

（定義）

第2条第1項第8号 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

○昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）（抄）

（法人でない社団の範囲）

- ・ 法第2条第1項第8号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう。

（法人でない財団の範囲）

- ・ 法第2条第1項第8号に規定する法人でない財団とは、一定の目的を達成するために出えんされた財産の集合体のうち法人格を有しないもので、特定の個人又は法人の所有に属さないで一定の組織による統一された意思の下にその出えん者の意図を実現するために独立して活動を行うものをいう。

（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人）

- ・ 法人でない社団又は財団について代表者又は管理人の定めがあるとは、その社団又は財団の定款、寄附行為、規則、規約等によって代表者又は管理人が定められている場合のほか、その社団又は財団の業務に係る契約を締結し、その金銭、物品等を管理するなどの業務を主宰する者が事実上あることをいうものとする。したがって、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのないものは通常あり得ないことに留意する。

◎法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）（抄）

（収益事業の開始等届出書の添付書類）

第65条 法第百五十条第一項（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 定款等の写し